

○低病原性鳥インフルエンザウイルスが千葉県で採取された野鳥の糞便から検出されました。

平成30年10月22日、千葉県で採取された野鳥の糞便から、我が国で今季初めて低病原性鳥インフルエンザウイルス（H7亜型）が検出されました。

また、韓国でも野鳥の糞便から低病原性鳥インフルエンザウイルス（H7亜型）が検出されており、家きん飼養農場への本病ウイルスの侵入リスクが高まっています。

家きん飼養農場・畜産関係者は、本病の侵入防止に万全を期すため、次の事項の再徹底に努めていただくようお願いします。

- 1 人・物・車両によるウイルスの持ち込み防止
 - ・衛生管理区域の消毒の徹底
 - ・衛生管理区域専用の衣服及び長靴並びに家きん舎毎の長靴を着用する。
- 2 野生動物対策
 - ・家きん舎や防鳥ネット等の点検を定期的に行い、破損等があれば速やかに修繕を行う。
 - ・死亡家きんについては、必ず化製場等で適切に処理を行い、処理までの間は、保管施設で適切に保管する。
- 3 早期発見・早期通報
 - ・毎日、飼養家きんの健康観察を行い、本病を含む家畜伝染病を疑う異常を確認した場合は、直ちに管轄の家畜保健衛生所に通報する。
- 4 記録の作成・保管
 - ・衛生管理区域に出入りした人・車両等及び健康観察の状況や死亡状況・死亡家きんの処理状況など、記録を作成し保管する。